

## 郵政民営化委員会（第290回）議事要旨

日 時：令和7年10月23日（木）13:30～15:10

場 所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）及びオンライン

出席者：山内委員長、関口委員長代理、甲田委員、佐藤委員、横前委員

日本郵便株式会社 長谷川常務執行役員、行木常務執行役員、五味執行役員

総務省 片桐情報流通行政局郵政行政部企画課長

折笠情報流通行政局郵政行政部郵便課長

### 1. 議事

- ・株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について
- ・日本郵便株式会社に対する行政指導（郵便物の放棄・隠匿等に関する公表等）について
- ・点呼業務不備事案に関する追加の行政処分及び日本郵便株式会社の対応について
- ・日本郵便株式会社によるロジスティードホールディングス株式会社の株式取得並びに同社及び同社中核子会社との資本業務提携契約締結について

### 2. 委員会での説明・意見等

#### ○ 株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出について【資料290-1-1～2】

- ① 株式会社かんぽ生命保険から金融庁・総務省へ届出があり、金融庁・総務省から届出の通知を受けた新規業務（倍額保障等の改定）について、資料に基づき、事務局より説明。

#### ② 委員からの主な意見等

- ・ 「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）」等に則り、調査審議が必要かどうかを審議した結果、今回の届出は、既存商品について保障の支払対象期間や保険料振込期間について軽微な変更を行うものであると考えられること等を踏まえ、他の生命保険会社との適正な競争関係や利用者への役務の適切な提供を阻害すると認められるものではないと考えられるため、調査審議を行う必要はないと判断した。

#### ○ 日本郵便株式会社に対する行政指導（郵便物の放棄・隠匿等に関する公表等）について【資料290-2】

- ① 資料に基づき、日本郵便より説明。

#### ② 委員からの主な意見等

- ・ 総務省の日本郵便に対する行政指導に係る要請文では、文言上、「原則として公表を行う」とあるが、「原則として」だと拘束力が無いように見える。このような表現となった理由を教えてください。  
（⇒（総務省）例えば、大規模な災害等により郵便物が滅失したことが明らか  
な場合は、改めて公表する必要がない場合もあり得る。また、警察が捜査中の事案については公表しないこともある。そのため、「原則として」との表現とした。）  
（⇒（日本郵便）公表しないケースは、大規模災害など極めて限定的であると  
考えている。）

#### ○ 点呼業務不備事案に関する追加の行政処分及び日本郵便株式会社の対応について【資料290-3-1～2】

- ① 資料に基づき、日本郵便より説明。

#### ② 委員からの主な意見等

- ・ 運行単位でのチェックは、運転手の負担の大きい部分があるが、まずはしっかりと対応いただきたい。点呼問題への対応に当たっては、業務のデジタル化・DX化が急務であると認識している。是非、デジタル化が進むように努力していた

だきたい。

(⇒ (日本郵便) 飲酒運転の根絶に向け、襟を正して基本事項をしっかりと確認する取組を行っていきたい。今後はデジタルを生かし、例えば車両とバイクとで重複するチェック項目を効率化することもできると思う。)

○ 日本郵便株式会社によるロジスティードホールディングス株式会社の株式取得並びに同社及び同社中核子会社との資本業務提携契約締結について【資料290-4】

① 資料に基づき、日本郵便より説明。

② 委員からの主な意見等

・ ロジスティード株式会社にはコントラクトロジ事業を担わせることを期待しているようだが、コントラクトロジ事業は荷主との関係性が非常に強く、荷主がサプライチェーンを構築し、それを効率的にするために総合的に輸配送や保管を行うものだが、日本郵便は荷主との関係性が強くないと考えられるなかで、想定されるシナジーが本当に期待できるのか。

(⇒ (日本郵便) 今回の提携により、当社は総合物流企業に向けた体制を一步前進させることができている。コントラクトロジ事業は、荷主との関係性が強いが、先方の事業規模も大きいので、そういったことが全体にプラスに働くことを期待している。)

－以上－

注) 議事要旨は事後修正の可能性があることに御留意ください。また、詳細については追って公表される議事録を御覧ください。